

平成29年8月3日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

平成30年度税制改正要望書

公益社団法人 全日本病院協会

平成30年度税制改正要望事項

1 消費税

医療機関の負担する仕入消費税額が、社会保険診療報酬上に上乗せしたとされる仕入税額相当額を上回った場合、現行の非課税制度の下においても、その超過額の還付が可能な税制上の措置を講じていただきたい。

(消費税法(昭和63・12・30法律108)第6条、第30条、別表第一関係)

[理由]

医療機関は消費税の上乗せされた医療機器や医薬品、医療材料、消耗品等を購入しているが、医療が非課税であるため仕入税額控除を通じて仕入税額の還付を受けることはできず、また、転嫁することもできない。

これをカバーするため、社会保険診療報酬には仕入消費税相当額を補填することとされているものの、画一的補填方式には個々の医療機関の仕入税額まで考慮されていないことから、補填の不均衡が生じざるを得ない。

これらの問題の抜本的解決のためには、社会保険診療報酬等に対する消費税を原則として課税に改め、仕入税額控除を認めるしかない。

全日本病院協会においても、医療に係る消費税について、原則課税化とその際の患者負担への配慮を長年要望してきたところである。

しかしながら、ただちに医療を課税化することは困難であることを考慮し、現行の非課税制度を基にした診療報酬への補填を維持しつつも、医療機関の負担に配慮した新たな措置の新設を要望する。

具体的には、これまで診療報酬に上乗せしたとされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税を医療機関が負担した場合、その超過額の税額控除(還付)を認める税制上の措置を新設していただきたい。

2 事業税

事業税における次の特例措置を恒久的に存続されたい。

- 1) 社会保険診療報酬に対する非課税（個人、医療法人共通）
- 2) 自由診療収入等に対する軽減税率（医療法人のみ）

（地方税法（昭和25・7・31法律226）第72条の23、第72条の24の7、第72条の49の12関係）

[理由]

- 1) 事業税の趣旨は、事業に対する行政サービスの享受に応じた負担ということであるが、そもそも医療は公共的なものであり、そのため医療法でも非営利性が義務付けられ、医療機関は住民健診、予防接種、学校医等の地域医療活動に積極的に取り組んでいる。

すなわち、医療機関は行政サービスを享受するというより、行政が行うべき公共的サービスを自ら担っている側である以上、税法の趣旨からみても、医療機関への特例措置が適正公平課税に反するというのは誤りである。

- 2) 事業税の非課税としては、非課税事業（林業、農業、鉱業）や非課税所得（公益法人等の収益事業以外の所得）等の包括的な規定により非課税とされているものが広範に存在する。

これに対し社会保険診療報酬に対する現行の措置内容は、課税標準の算定上の「課税除外措置」という限定的なものにすぎない。事業税の非課税制度全般の見直しもせず、ひとり医療のみを犠牲にすることは、あまりに社会保障を軽視するものである。

3 社会医療法人に対する寄附金税制の整備及び非課税範囲の拡大等

社会医療法人に対して、次の措置を講じられたい。

- 1) 地域包括ケアシステムの構築を図るため、社会医療法人の認定要件における社会保険診療収入等の80%超基準の見直しをされたい。
- 2) 社会医療法人を税法上の特定公益増進法人とし、これらに対して寄付が行われた場合、寄付をした側については支出額の一定部分を所得税法上の寄付金控除の対象および法人税法上の損金としていただきたい。
- 3) 社会医療法人が行う医療保健業は法人税法上の「収益事業」から除外され非課税であるが、このうち附帯業務として行うものは例外的に課税されている。社会医療法人の行う医療保健業をすべて「収益事業」から除外し、非課税としていただきたい。
- 4) 社会医療法人が「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対しては、固定資産税が非課税とされている。この非課税範囲の取扱いが全国の市町村で必ずしも統一されていないため、通知等により範囲を明示されたい。併せて、今後は非課税の範囲を「医療の用に供する固定資産」全般に拡大していただきたい。

(医療法(昭和23・7・30法律205)第30条の4、第42条の2、第64条の2、医療法施行規則(昭和23・11・5厚令50)第30条の35の3、所得税法第78条、所得税法施行令(昭和40・3・31政令96)第217条、法人税法(昭和40・3・31法律34)第7条、第37条、別表第二、法人税法施行令(昭和40・3・31政令97)第5条第1項第29号、第77条、地方税法第348条第2項第11号の5、地方税法施行令(昭和25・7・31政令245)第50条の3の2、地方税法施行規則(昭和29・5・13総令23)第10条の7の7関係)

[理由]

- 1) 「地域包括ケアシステム」の内容が、今後普及していくためには、社会医療法人もその一翼を担うことが必要であるが、その際、介護収入の増加が認定要件の80%超基準に抵触しないようにしなければならない。そこで80%超基準の算定において、社会保険診療収入等に介護保険に係る収入金額全額を含ませていただきたい。
- 2) 社会医療法人は救急、へき地、小児、周産期医療のような、採算性の乏しい医療に自治体病院に代わって取り組んでおり、公共性・公益性のきわめて高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資す

る。

- 3) 医療法人の業務には病院、診療所の運営という本来業務に加え、医療関係者の養成や薬局の開設等の附帯業務があるほか、社会医療法人には広範な収益業務が認められている。

法人税法上の「収益事業」から除外されているのは、このうち社会医療法人の本来業務たる医療保健業だけであるが、附帯業務には巡回診療所やへき地診療所の開設等も含まれるなど、公共性・公益性の面において必ずしも本来業務に劣るとは言えない。

したがって、附帯業務も「収益事業」から除外すべきである。

- 4) 平成21年度税制改正により「社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産」は、固定資産税が非課税とされたところである。

しかしながら、この非課税の範囲については、必ずしも全国の市町村で統一的な運用がなされておらず、本来非課税とされるべきものが課税されるなどの混乱が生じている。これを解消するため、通知等により非課税の範囲を明示し、全国の自治体の運用を統一していただきたい。

また、社会医療法人は法人単位で認定を受けるものであるため、認定対象となった施設以外の医療施設にも高い公益性が認められる。今後、非課税の範囲をこうした医療施設全般に拡大していただきたい。

4 公益社団法人等及び一般社団法人等に対する固定資産税等の減免措置

公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人、一般財団法人で医療保健業を営むもののうち、当該医療保健業が法人税法上の収益事業から除外されているものについて、当該業務の用に供する土地、建物に対する固定資産税及び都市計画税並びに不動産取得税、登録免許税の減免措置を講じていただきたい。

(法人税法第2条第6号及び第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号、法人税法施行規則(昭和40・3・31蔵令12)第6条、登録免除税法(昭和42・6・12法律35)第4条第2項、別表第三、地方税法第6条、同法第73条の4第1項第8号の2、同法第348条第2項第9号の2、同法第702条の2第2項関係)

[理由]

法人税法上、医療保健業は原則として収益事業とされているものの、一定の公益法人等が行う当該業務に関しては収益事業から除外されている。

これは税法上も十分な公益性を有する医療であると認められたものと考えられる以上、同じく公益性による非課税制度の定められている固定資産税、都市計画税、不動産取得税、登録免許税に関しても、減免措置を講じるべきである。

5 病院用建物の耐用年数の短縮

病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮されたい。

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40・3・31蔵令15)別表第一関係)

[理由]

病院・診療所用の建物および附帯設備については、医学・医術の進歩に対応した構造や機能が要求され、陳腐化の激しいのが実情である。

平成10年度税制改正において、建物の減価償却方法が定額法に限定された際に、耐用年数も短縮されたが、医療の質の向上を図り、快適な医療環境を確保するには、いまだ十分とは言えないため、これら減価償却資産の耐用年数をさらに短縮されたい。

要望年数は下表の通りであるが、これは四病院団体協議会と日本医師会の実施した実態調査によっても裏付けられたところである。

減価償却資産の種類等	現行耐用年数	要望耐用年数
病院・診療所用建物		
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

以上

6 介護医療院への転換時の改修等に関する税制上の支援措置の創設

来年4月から新たな介護保険施設として創設される「介護医療院」に、既存の病院や診療所が転換した場合、新施設の施設基準を満たすために要した建物の改修等について、取得価額の30%の特別償却または7%税額控除を認めるほか、固定資産税の課税標準を3年間1/2とする支援措置を講じていただきたい。

(介護保険法第107条～第115条、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第14条)

[理由]

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、来年4月から「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」が創設されることになった。

新施設には、従来の介護療養病床や医療療養病床を有する病院、診療所からの転換が期待されるが、新たな施設類型の施設基準に合致させるためには、改修等に少なからぬ投資が必要となる。

そこで、予算面で地域医療介護総合確保基金等による補助を行うほか、税制面でも改修後の施設について特別償却や税額控除、固定資産税の軽減で支援措置を講じていただきたい。

7 中小企業経営強化税制の医療機器への適用等

中小企業経営強化税制の対象に医療保健業を行う事業者が取得する医療機器を追加し、即時償却や税額控除を適用させるとともに、中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例について、対象地域の制限を解除していただきたい。

併せて、これら税制措置の前提である経営力向上計画について、医療機関の経営力向上計画申請に対する主務大臣認定を幅広く行われたい。

(中小企業等経営強化法(平成11・3・31法律18)第13条、中小企業等経営強化法施行規則(平成11・7・15通産令74)第8条、租税特別措置法第42条の12の4、租税特別措置法施行令第27条の12の4、租税特別措置法施行規則第20条の9、地方税法附則第15条第43項)

[理由]

中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合、①中小企業経営強化税制(即時償却か10%税額控除(出資金が3,000万円超の法人は7%)の選択適用)、②中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例(課税標準を3年間1/2に軽減)の優遇措置が用意されている。

このうち①の中小企業経営強化税制では、医療保健業を行う事業者が取得する医療機器が対象から除外されているため、医療機関が検査機器や手術機器を購入した場合でも適用できない。

代わりに適用できるのは高額医療機器の特別償却制度だが、こちらは12%の特別償却にすぎず、負担軽減効果が大幅に異なる。

中小企業経営強化税制においても、医療保健業を行う事業者が取得する医療機器を適用対象とし、高額医療機器の特別償却との選択適用を可能としていただきたい。

また、②の固定資産税の特例については、東京都が対象地域から除外されているが、この制限は解除すべきである。